

物産観光館の改修について

1 島根県物産観光館

開館：平成4(1992)年1月

※リニューアル 平成21(2009)年3月

所在地：松江市殿町191 (土地：970.23㎡、建物：1,499.19㎡)

設置根拠：島根県行政組織規則

(物産観光館)

第60条 通商及び観光の振興に必要な物産の展示及びあっせん、商況及び商品の調査研究並びに観光情報の提供に関する業務を行わせるため、物産観光館を設置



2 島根県物産協会

設立：昭和52年(1977年)4月 設立(法人化) 設立から47年目

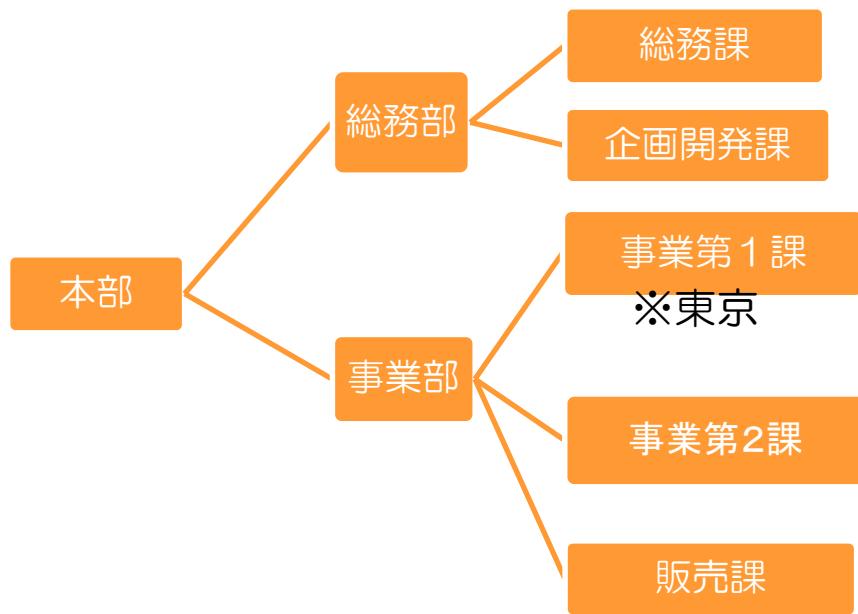
目的：県産品の展示、宣伝、紹介、斡旋、販路拡張並びに品質及び生産技術等の改善や後継者の確保育成をはかり、もって県産品の振興に寄与する

会員：県内食品関連(316社)、工芸品製造者等(166社) 計482社(R6.3.31現在)

会費：年会費5,000円、入会費10,000円

主な事業：県産品の紹介・宣伝・斡旋・販売、県外販路拡大、物産観光館管理運営、伝統工芸品振興事業、即売事業(物産館での物販)、ECサイト「しまねのふるさと直送便」の運営

事業規模：R5年度 県産品販売額 約5.9億円



物産観光館の改修について

島根県物産観光館の休館を伴う改修工事を行うとともに、それに伴う以下の取組を行う。

(1) 改修工事

【改修の考え方・実施内容】

- 令和3年度に購入した旧松江名産センターとの一体的な施設活用を図るための改修
店舗中央へのレジ集中化、実演販売・イートインコーナーの設置、
展示ケース等の新增設、外装サイン(大手前駐車場側壁面)設置 など
- 開館から32年が経過し、老朽化が進行している施設・設備の更新
エレベーター・エスカレーター、空調の更新、照明のLED化、トイレ洋式化 など

休館期間(予定)：令和6年8月20日～令和7年3月末

(2) 仮設店舗

第2駐車場に2棟(プレハブ、平屋建て)設置、休館期間中運営を行う

(3) 仮設事務所

物産観光館2階の事務所機能を移転し、引き続き県産品の取引あつ旋等に取り組む

移転先：くにびきメッセ 3F